

事務連絡  
令和4年5月25日

出店企業の皆様へ

公益財団法人 日本食肉流通センター

畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（案）についての  
意見・情報の募集について【アニマルウェルフェア関連の情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このほど農林水産省食肉鶏卵課から、「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（案）について」がパブリックコメント掲載サイトに掲載された旨の通知がありましたので、お知らせします。

内容詳細は以下の URL または QR コードからご覧いただけます。  
お問い合わせについては農林水産省畜産局畜産振興課へご連絡ください。

パブリックコメント掲載サイトの URL

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003488&Mode=0>

QR コード



（参考）当センターから出店企業の皆様への情報提供はホームページからも行っておりますので、ご活用ください。

センターHP（総合サイト）のお知らせ <https://www.piif.jmtc.or.jp/oshirase/>

畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（案）についての  
意見・情報の募集について

令和4年5月23日  
農林水産省畜産局

この度、畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国も加盟する国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）において、これまでに①殺処分、②輸送、③肉用牛、④ブロイラー、⑤乳用牛、⑥役用馬及び⑦豚について、アニマルウェルフェアに関する勧告である「陸生動物衛生規約」（以下「OIE コード」という。）が採択されてきました（採卵鶏については、加盟国間の意見の隔たりが大きく令和3年5月の総会において採択に至っていませんが、多様な飼養形態を認めるコード案がOIE事務局から示され、我が国はこれを支持している状況にあります。）。

このような国際動向を踏まえ、農林水産省は、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるため、平成29年及び令和2年に「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（平成29年11月15日付け29生畜第794号及び令和2年3月16日付け元生畜第1897号畜産振興課長通知）を発出するとともに、畜種別の飼養管理方法については、公益社団法人畜産技術協会（以下「畜技協」という。）が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」について、その普及を支援してきました。

今般、我が国としてアニマルウェルフェアについてOIEコード<sup>※</sup>により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本理念を改めて周知することとし、畜技協が各畜種ごとに作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を普及するというこれまでの方針を改め、農林水産省において畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を示し、その普及を図っていくこととしました。そこで、指針（案）について、広く国民の皆様からの意見・情報を検討・反映させる観点から、意見を募集いたします。

※ 採卵鶏については、令和3年5月の総会に諮られたOIE事務局による案をいう。

## 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省畜産局畜産振興課において閲覧

## 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局畜産振興課パブリックコメント担当

## 4 意見・情報の提出上の注意

「6 公示資料」に記載された資料番号のうち、意見を提出したい資料番号を明記の上、意見を提出願います。

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

## 5 意見・情報受付期間

令和4年5月23日～令和4年6月21日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

## 6 公示資料

(1) 乳用牛の飼養管理に関する指針（案）

(2) 肉用牛の飼養管理に関する指針（案）

(3) 豚の飼養管理に関する指針（案）

(4) 採卵鶏の飼養管理に関する指針（案）

- (5) ブロイラーの飼養管理に関する指針（案）
- (6) 馬の飼養管理に関する指針（案）
- (7) 家畜の輸送に関する指針（案）
- (8) 家畜の農場内における殺処分に関する指針（案）